

## 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業実施要領の運用について

平成19年8月7日19農振第882号  
最終改正 平成20年4月1日19農振第2064号

農林水産省農村振興局整備部農地整備課長から  
各地方農政局整備部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長  
国土交通省北海道開発局農業水産部長  
北海道農政部長  
独立行政法人水資源機構企画部長  
独立行政法人森林総合研究所農用地業務部長  
財団法人全国土地改良資金協会理事長  
全国土地改良事業団体連合会会長

あて

- 1 土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱（平成2年7月20日付け2構改B第813号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第9ノ4の1の（2）の「借入主体」とは、土地改良区、農業協同組合、農地保有合理化法人、受益者が組織する団体又は都道府県知事が適当と認める者とする。
- 2 要綱第9ノ4の4の経営所得安定対策等支援計画（以下「計画」という。）の認定の申請については、原則として、土地改良区（土地改良区が設立されていない場合には市町村。以下「申請主体」という。）は、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）が十分な審査を行うことが可能となるように、要綱第3の1の（5）の農林水産省農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）の償還を行う年度の前年度の9月30日までに、連合会に対し、計画の認定申請をするように努めるものとする。ただし、対象地域における災害の発生等特別な理由がある場合は、この限りではない。
- 3 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業実施要領（平成19年4月2日付け18農振第18号。以下「要領」という。）第5の「目標年度」とは、対象事業が申請時に完了している地区については、本事業の計画の認定を受けた年度から起算して5年目以内とし、それ以外の地区については、対象事業の完了の年度から起算して4年目以内とする。
- 4 要領第5の（1）から（6）までの「事業の採択時」とは、計画の認定申請に必要な関係書類の作成、手続等を考慮し、計画の認定を申請する年度の8月1日以降の日とする。
- 5 要領第6の2の（1）の「土地改良区が申請する場合にあっては総会又は総代会の議決、市町村が申請する場合にあっては事業区内の受益者全員の同意を得るものとする」

とあるのは、平成19年度における計画の認定を申請する場合については、要綱第9ノ5の2の(1)の経営所得安定対策等支援資金の借入れの申請を行う日又は平成20年3月31日のいずれか早い日までに当該議決又は同意を得るものとする。

- 6 要領第7の1の(1)の事業実績の報告については、申請主体から連合会に対しては毎年度4月30日まで、連合会から財団法人全国土地改良資金協会に対しては5月20日までにそれぞれ行うものとする。
- 7 要領第7の2の(1)の「調整金」の算定に用いる農林漁業金融公庫の農業基盤整備資金の年利率は、対象事業と同種の事業に対する貸付利率を用いるものとする。ただし、国営土地改良事業、独立行政法人水資源機構事業及び独立行政法人森林総合研究所事業の場合は、同資金の都道府県営土地改良事業に対する貸付利率を用いるものとする。
- 8 平成19年度における計画の認定の申請については、2に規定する「対象事業の償還を行う年度の前年度の9月30日」とあるのは「平成19年8月15日」と、4に規定する「計画の認定を申請する年度の8月1日」とあるのは「平成19年3月1日」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、公布の日から施行する。
- 2 この通知の施行前に、「土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱の一部改正について(平成20年3月4日付け19農振第1749号農林水産事務次官依命通知)」による改正前の土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱(平成2年7月20日付け2構改B第813号農林水産事務次官依命通知)第9ノ4第4項の規定に基づき品目横断的経営安定対策等支援計画の認定の申請が行われたものについてのこの通知による改正前の品目横断的経営安定対策等支援事業実施要領(平成19年4月2日付け18農振第1818号農林水産省農村振興局長通知)の規定による処分、手続その他の行為は、この通知による改正後の品目横断的経営安定対策等支援事業実施要領の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。